

流山市入退院時多職種連携フロー表

(主な介護報酬・診療報酬)

病院（相談員・入退院支援看護師等）

入院前からの支援

入院時支援加算 1
入院時支援加算 2

入退院支援加算 1 または 2

- 3日以内に退院困難者抽出。
7日以内に本人・家族と面談、カンファレンス実施
- 7日以内に退院困難者抽出。早急に本人・家族と面談、カンファレンス実施

患者に関する情報収集 退院が困難な患者の早期抽出

- 本人・家族への聞き取り
問診票やケアマネジャーから提供される「入院時情報提供書」等を活用し、これまでの暮らし、入院となった背景、在宅での支援状況等の情報収集

- 介護サービスの利用状況の確認、ケアマネジャーに連絡

退院に向けた方向性の検討と調整

- 本人・家族の意向の確認と退院先の検討
- 退院までの大まかな日程を共有
- 必要に応じ、退院に向けた院内カンファレンスを行う
- ・退院後に必要と思われるサービスを本人・家族もしくはケアマネジャーに伝える。

在宅生活でサービスが必要な時

- ADL、認知機能低下が見られたら要介護認定申請を本人・家族へ案内する

担当ケアマネジャーがいない場合

- 本人・家族へ居宅介護支援事業所または地域包括支援センターを案内し、ケアマネジャーの選任を依頼。

ケアマネジャーと連携して 退院後の生活を検討

- 退院後の生活を見越し、要介護認定の申請手続き等の情報、地域で導入可能介護サービス、障害福祉サービス等について説明、指導を行う。

家屋調査・自宅訪問（必要時）

退院指導（必要時）

- 栄養・介護・医療処置・医療機器管理など

退院時共同指導料 2 多機関共同指導加算

退院前カンファレンス

- 本人、家族、介護支援専門員、病棟医師・看護師、相談員等同席のもと現在の身体状況、病棟内での生活、リハビリ状況、退院後の注意点、利用サービス等について話し合いを行ったうえで、文書により情報提供。
※退院後に利用するサービス等を確認。

退院時書類（必要時）

- 退院時処方
- 診療情報提供書
- 看護サマリー
- リハ計画書
- 訪問看護指示書等、サービスに必要な情報（原本）を本人・家族に渡し、ケアマネジャーへ渡してもらう。

（訪問診療、訪問看護、デイサービス、デイケア等利用する場合、事前に必要書類を各機関に情報提供）

入院前

入院直後

入院中

退院前

退院後

在宅（ケアマネジャー・地域包括支援センター）

本人・家族と備える

- 病状悪化や急変時の対応を確認
- 本人・家族に入院した際、担当ケアマネジャーに連絡を入れるように伝えておく
- 医療行為等の意向確認
- 本人・家族に健康保険証、お薬手帳（残薬）、介護保険証を入院時持参するように伝えておく

担当者としての備え

- 医療機関の連絡相談窓口の確認
- 「情報連携シート」の準備

家族または医療機関から入院の情報を入手

- 「情報連携シート」を入院先医療機関の連絡相談窓口へ提出

入院時情報連携加算（Ⅰ）または（Ⅱ）

- Ⅰ 入院日に情報提供
- Ⅱ 3日以内に情報提供

○ケアマネジャーからの要望を病院側に伝える

- ・訪問等のタイミングの確認
- ・IC 同席の有無
- ・退院前カンファレンス開催参加希望の有無
- ・退院予定連絡の要請
- ・退院前自宅訪問が必要と思われる際の依頼
- 入院したことを関係する在宅支援者へ連絡

- 情報収集
- 病状説明や中間カンファレンス出席
- 介護方針の再検討

医療機関から退院の話を受けた場合

- 情報共有

本人・家族等から退院の話を受けた場合

- 入院医療機関の地域医療連携室等に連絡を入れ、利用者の状況・今後予想される「課題」が変わっていないか確認
- 退院前カンファレンスの準備（必要時）

家屋調査・自宅訪問

- 必要時立ち会う

- カンファレンスへの出席
・本人・家族との面談及び、病棟看護師やリハビリ職等と情報共有を行い、課題分析を行う。
- ・退院時に利用者の状態にあった適切なサービスを選定し、ケアプランを作成する。
- ・退院前カンファレンス時に出席された多職種の意見を共有し、利用者に必要なサービスについてサービス担当者会議で提案、合意を得る。

退院・退所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

- サービス担当者会議を実施する。

- 情報共有システム（カナミック）でお部屋開設を検討する。（必要時）

- 本人・家族から必要な書類を受け取る
- 退院日、もしくは数日中に自宅訪問し利用者の自宅の様子を確認する。
- 本人・家族及び退院元医療機関、在宅サービス関係者等へケアプランの写しを提供する。

急な退院や退院時に患者情報が発行されなかった場合、入院先に問合せをする。

・算定に当たっては各医療機関・介護事業所で算定要件、施設基準等の詳細をご確認ください。
・診療、介護報酬の改定により変更が生じることがありますので、詳細は厚生労働省ホームページ等ご確認ください。
発行元：流山市役所介護支援課（令和8年10月）